

西宮市芦乃湯会館使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立芦乃湯会館条例（平成9年7月4日西宮市条例第3号。以下、「条例」という。）及び西宮市立芦乃湯会館条例施行規則（平成9年9月30日西宮市規則第24号。以下、「規則」という。）に基づき、西宮市立芦乃湯会館（以下、「芦乃湯会館」という。）及び分館（以下、「大黒会館」という。）を、広く市民の地域社会における相互の交流及び健康の増進を図る場として利用に供するため、必要な事項を定める。

(使用制限)

第2条 次の各号に該当するときは、集会施設の使用を許可しない。

- (1) 暴力団関係者等の集会
- (2) 危険物を持ち込む集会
- (3) 小学生以下の者だけの使用で、保護者の付き添いのないとき。また、中学生以下の者だけの使用で、保護者等の同意書がないとき
- (4) 近隣に迷惑がおよぶおそれのあるとき
- (5) その他、市長が使用を不相当と認めるとき

(使用許可申請書受付基準)

第3条 集会施設の使用許可申請の受付は別表第1のとおりとし、使用許可申請書を提出しなければならない。

(使用料の減免基準)

第4条 条例第9条の規定により使用料を減免するグループ・団体等の減免基準は別表第2のとおりとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

使用区分	受付開始日	受付日時
一般使用	使用日の属する月の前月の1日 (1月は4日)	(受付) 月曜日～木曜日、 土曜日、日曜日 (受付時間) 午前9時～正午、 午後1時～10時
公用	随 時	

別表第2（第4条関係）

種 別		減免基準
・地域団体・福祉関係団体・社会教育関係団体 ・人権・福祉などの公共性が高い活動をしているグループなど	会議、市からの委託事業、一般市民を対象とした講座・講習等、慈善的事業	免 除
	上記以外のもの	50%減額
公 用		免 除
その他特別の理由があると市長が認める場合		減額又は免除